

## 第97回 鳥取市都市計画審議会 議事録

1 日 時：平成24年2月17日（金）10：00～12：00

2 場 所：鳥取市役所 本庁舎4階 第3会議室

3 出席者：福山敬委員（会長），石川真澄委員，岡野頼雄委員，田中一義委員，赤山渉委員，今川登委員，山口朝子委員，沖時枝委員，藤田和代委員，山根やよい委員，児島良委員，湯口史章委員，石田憲太郎委員，田中衛委員，足立正文氏（山田和成委員代理），盛山桂一氏（井口近志委員代理）樋口敬氏（佐々木照正委員代理）

欠席者：清水委員，房安委員

4 議題 議案第1号 鳥取市景観計画の変更について

### 5 議事

#### 事務局

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、只今より第97回鳥取市都市計画審議会を開催いたします。本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本審議会の事務局を担当しております都市整備部次長の谷口でございます。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに資料のご確認をお願いします。まず、本日は会議次第をお配りしております。議案書並びに資料の鳥取市公共サインガイドラインにつきましては、あらかじめお送りしております。お手持ちでない委員の方がおられましたら、声を掛けていただきたいと思います。

本日の審議会の進行につきましては、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。まず、委員の皆様の出欠を報告させていただきます。1号委員の清水委員、2号委員の房安委員が所用のため欠席されております。また、3号委員鳥取県東部総合事務所県土整備局長の山田委員の代理として計画調査課長の足立様が、鳥取県東部総合事務所農林局長の井口委員の代理として地域整備課長の盛山様が、鳥取警察署長の佐々木委員の代理として交通第一課長の樋口様がお出席でございます。2号委員の湯口委員につきましては、所用により遅れて出席するとの連絡をいただいております。本日は、出席委員数16名であり、全委員19名の過半数の出席となっております。当審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、本日審議していただきます議案は1件でございます。これから先の議事進行は、会長が議長となり進めていただきたいと思います。福山会長よろしくお願いたします。

## 福山会長

鳥取大学の福山でございます。本日は足元の悪い中、ご参集いただきましてありがとうございます。今朝は、大学には車で国道9号線を通って来たのですが、雪が国道9号線の両脇のケヤキの木に積もってとても綺麗で、こちらには先程、JR山陰本線で、雪のためだと思いましたがとてもスピードがゆっくりで危うく遅れそうになりましたが、そのおかげで久松山の山系に雪が積もった景色を堪能できました。鳥取駅に着いてからは焦りますが、非常に神秘的だなとつくづく思いながら来たところです。

私事になりますが、この1月中旬に、私の研究仲間のカナダの研究者の方が1週間ほど滞在されたのですが、ちょうど寒波が来て大雪が降ったので大学に泊ってもらった時に、大変な事になったねと話したら、何を言っているんだ、美しいじゃないか、あの山の端を見てみろ、湖山池見てみろ、こんな美しい所にお前は住めて良かったなと言われました。その先生はよく鳥取大学に来てくださるのですが、来られるたびに本心でそう言われます。その度に再認識するのですが、朝の挨拶で雪かき大変ですねと話しますが、美しいですね、山見てくださいなんて話はないと少し反省することがあったので私事です報告させていただきます。自分のまちを愛していないと、やはり自分のまちを良くしようという気持ちにはならないと当たり前のことですがそう思います。今日の議案は景観計画についてで、まちを美しくする制度の話です。気持も大切ですが、制度も大切ですので、皆さん美しい鳥取を造るという気持ちで活発なご議論をお願いします。すいません、長くなりました。

まず、議事録の署名委員を本審議会の運営規則の第10条第2項の規定で、議事録には、会長及び会長が指名する2名の委員が署名するとありますので、指名させていただきます。本日は、田中一義委員、それから児島委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

なお、本日の議事録は、発言内容とお名前を記載させていただき、市のホームページに掲載することになっておりますので、そのことも申し添えておきます。

それでは、議事に入りたいと思います。議案書2ページ、報告第1号会議幹事・参与員の報告を事務局よりお願いします。

## 事務局

報告第1号をさせていただきます。議案書の2～3ページになります。本日の審議会には、鳥取市都市計画審議会条例第8条の規定により、3ページの幹事・参与員が出席しております。幹事のうち羽場幹事、杉本幹事、松下幹事につきましては、所用により欠席でございます。以上でございます。

## 福山会長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号の鳥取市景観計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

都市整備部都市企画課景観形成係の岩見と申します。お手元の議案書6ページ、鳥取市景観計画の変更について説明させていただきます。

今回、鳥取市景観計画の変更につきまして、景観法第9条第8項により準用する同条第2項の規定で『景観計画を変更しようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない』とあり、鳥取市都市計画審議会に意見をお諮りす

るものです。

変更内容ですが、鳥取市景観計画に「公共サインの整備」と「屋外広告物の表示等の行為の制限」の2事項について、追加記載するものでございます。

まず、鳥取市景観計画の概要について説明いたします。議案書6ページをご覧ください。補足説明にありますとおり、良好な景観の形成を促進するための我が国ではじめての景観に関する総合的な法律である景観法、こちらの第8条の規定により景観行政団体は景観計画を定めることができます。鳥取市は、平成18年6月に景観行政団体となり、平成20年3月に鳥取市景観計画を策定しました。鳥取市景観計画は、個性あふれる鳥取市の景観を守り、育て、創り、次の世代へ伝えていくための景観施策の具体化、実現に向けての施策の展開方針を示すものです。

43ページをご覧ください。本計画では、鳥取市全域を景観計画区域の対象とし、水と緑豊かな自然景観、多くの歴史的・文化的景観を有しているこれらの豊かな資源を後世に継承し、保全・活用していくことで市街地部に、にぎわいと活力ある都市再生とうるおいのある生活空間の実現、田園地域においては、自然と共生したゆとりある田園生活空間の創造が重要と考え、『恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり』を基本目標とし、魅力ある景観まちづくりを目指しています。また、景観形成の目標を踏まえ、鳥取市の恵まれた環境や特性を守り・育て・活かすための全市に共通する景観形成の基本方針を示しており、44ページからそれぞれの基本方針について記載しています。

方針1は、『心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成』として、山林・丘陵地、海浜の自然緑地景観及び水辺景観の保全・育成について、景観形成のイメージにあるとおり、それぞれの地域の山並みと稜線保全や福部町の砂丘道路のクロマツ等の適切な維持管理、千代川、湖山池などの水辺環境を積極的に保全し、生態系に配慮した水辺景観の形成、建築物等の自然景観との調和への誘導など、いかに自然と共生して豊かな自然景観の保全・育成を行なうかの方針を示しています。

その他、本計画では、歴史的景観についての方針である『歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成』など5つの景観形成の基本方針を示しています。

続きまして、49ページをご覧ください。本計画では、景観計画区域のうち、歴史・文化・自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる久松山山系、湖山池、因幡白兔、鹿野城下町の4地域を景観形成重点区域に指定しています。景観形成重点区域の景観形成にあたっては、現行の鳥取市景観形成条例によって指定されている『3つの景観保全地域（景観形成地域）』及び『鹿野城下町地区』の考え方をベースとしています。また、『市域全域における景観形成方針』を踏まえて、それぞれの重点区域における目標、基本方針等を設定しています。50ページから、それぞれの景観形成重点区域の概要、区域、目標、基本方針等を記載しています。図の赤枠内が、それぞれの景観形成重点区域となります。

続きまして、54ページから、良好な景観の保全・創造を図るため、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、行為の制限を定めています。

鳥取市全域に共通する景観形成の基準として、建築物等の形態・意匠、色彩、敷地内における位置、素材、敷地の緑化措置、樹木等の保全措置などに係る制限を定め、これに基づきあらかじめ届出のあった一定規模以上の建築行為等を指導しています。58ページに届出を要する行為及び規模要件、60ページに主な行為制限を表にまとめております。例えば、届出を要する行為及

び規模要件は、58ページに建築物の建築とありますが、市域全域で高さ13メートルを超えるもの、または建築面積1,000平方メートルを超えるもの、商業地域等で高さ20メートルを超えるもの、または建築面積1,500平方メートルを超えるものとなっております。これに該当する建築物を建てられる時は、届出等が必要になります。

主な行為制限一覧、60ページになりますけど、それぞれの景観計画の地域で、外観色彩等の基準をそれぞれ設けており、それに適合するよう指導を行っております。

以上が鳥取市景観計画の概要であります。

次に、鳥取市景観計画の変更点について、ご説明させていただきます。

まず、「公共サインの整備」についてですが、8ページをご覧ください。公共サインは、道路などの公共空間に整備され、公共空間の景観形成に大きな影響を与えるため、鳥取市景観計画の景観形成の基本方針4『まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成』に公共サイン整備を追加記載します。こちらは、48ページに追加記載します。

公共サインの整備につきましては、平成22年度に策定した鳥取市公共サインガイドラインにより、周辺の景観に配慮した設置位置や形状を十分に検討して設置し、設置された公共サインの適切な維持管理を行ないます。鳥取市公共サインガイドラインは、歩行者を対象とした公共サインの指針を示したものです。

本市の公共サインの現状は、表示方法や目的地までの案内の仕組みが、設置場所や設置主体によってまちまちであり、連続性・統一性をもって整備されていないため、まちの情報を分かりやすく提供しきれていません。今後、すべての人にまちの情報を的確に提供していくために、案内誘導サインや観光案内などの公共サインの整備にあたり、ユニバーサルデザインの観点を重視し、目的地への円滑な誘導をわかりやすい表記し、無秩序に乱立しないようにすることにより、分かりやすく魅力的なまちづくりを進めていきたいと思っております。

続きまして、「屋外広告物の表示等の行為の制限」について説明いたします。

8ページをご覧ください。屋外広告物は、良好な景観を形成する重要な構成要素として位置付けられるため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限について、基本的な考え方及び制限に関する方針等を追加記載します。こちらは、75～76ページに追加記載します。

屋外広告物は、情報を伝達するための手段に用いられ、街中の人が集まる場所や、幹線道路沿い等の人通りが多い場所に集中して設置されます。また、他の広告物より目立とうとする傾向があり、多くの広告物が無秩序に設置されるという特徴もあります。本市では、鳥取駅周辺、観光地周辺、主要幹線道路沿い、主要道路の交差点、大型ショッピングモール周辺等に広告物が集中する傾向があり、まちの賑わいを創出する一方、周辺の景観を阻害する原因にもなりかねません。優れた都市景観の形成及び自然景観との調和を図っていくために、本市の景観形成の方針に基づき、屋外広告物の表示や設置を規制・誘導していきます。

9ページをご覧ください。Iの屋外広告物の表示等の行為に関する基本的な方針ですが、まず、屋外広告物を表示及び掲出物件を設置する位置については、良好な景観の形成及び公衆に対する危害を防止するために、一定の制限事項を定めます。①地域の景観特性を踏まえて、禁止地域、制限地域等の屋外広告物が規制される地域等を規定します。②道路交通及び歩行者の安全性を確保できる位置とします。

Ⅱの屋外広告物の表示及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠については、屋外広告物は、情報を伝達する手段として使われることから、他の広告物より目立とうとする傾向が大きく、また、企業のコーポレートカラーなどを使った全国的に統一した表示をする事業者も多いことから、周辺の景観への配慮がなく、無秩序に屋外広告物が設置される傾向があります。良好な景観形成を図るためには、地域の景観特性を踏まえた形状、面積、色彩等が必要であり、一定の制限事項を定めます。①地域の景観特性及び土地利用の状況に応じた基準とします。②屋外広告物の表示面積、設置個数、高さ等について、過剰な表示及び設置としない基準とします。③表示に利用する色彩については、周囲の景観に調和した基準とします。配慮事項として、建築物・工作物と一体となった意匠・色彩となるように工夫した表示及び設置に努めるよう指導します。ネオンサイン等の照明広告については、光害の防止に努めるとともに、夜間景観にも配慮するように指導します。

Ⅲの公共的団体が表示及び設置する屋外広告物については、①公共サインについては、「鳥取市公共サインガイドライン」に則り、地域特性を踏まえた良好な景観形成に寄与するような表示及び設置とします。②公共的団体が表示及び設置する屋外広告物についても、手続的制限を設け、鳥取市公共サインガイドラインとの整合性を審査します。

その他屋外広告物に関する事項、市民との協働によるルール作りについて、①住民主体の景観づくりが先行している地域においては、広告物協定地区制度を設け、地域住民の自主的なルール作りを積極的に推進する。なお、景観法による景観協定については、屋外広告物のほか、建築物のデザイン等、総合的な地域のルールを定めることができることから積極的に活用する。②屋外広告物について、きめ細やかな制限をする必要がある地域においては、都市計画法による景観地区や地区計画等、屋外広告物の規制方法についても積極的に検討します。その他、電柱等には、闇金融のはり紙が貼られることが多く、表示内容によっては風紀を乱す要因となることがあります。簡易除却制度を活用し、違反簡易広告物の除却を推進します。

公共サインを含む屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であり、有益な情報伝達手段である一方、無秩序に乱立すると景観を阻害する原因でもあります。景観の維持・保全のため、「公共サインの整備」と「屋外広告物表示等の行為の制限」に関する事項を鳥取市景観計画に定めることで、一体性の確保、相互調整を行ない、優れた都市景観の形成及び自然景観との調和を図ることを目的とし変更を行ないます。

鳥取市景観計画の変更案の策定スケジュールですが、11ページをご覧ください。本日が、スケジュールの色が付いております第97回都市計画審議会であります。本日の意見につきましては、鳥取市景観形成審議会に報告をさせていただき、その後鳥取市景観計画の変更を告示したいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 福山会長

ありがとうございました。鳥取市景観計画の変更に際し、都市計画審議会の意見を伺いたいという事で、鳥取市都市景観計画の概要と今回の変更部分の説明をしていただきました。議案書のページ番号と景観計画自体の目次のページ番号が異なっているので確認しますと、変更部分は、議案書43ページの景観形成の基本方針の方針4の中の公共サインの整備、48ページの黄色く塗ってある公共サインに関する部分、それから75～76ページの屋外広告物に関する規制、そ

れから77ページの適用の部分に変更されます。景観計画自体は、平成20年に策定されています。今回の変更点は2つあり、公共サインを統一してきれいにするのと、もう一つは民間の広告を規制することです。それでは、ご意見をいただきたいと思います、どなたからでもかまいませんのでよろしくお願いします。

#### 赤山委員

策定スケジュールの中で、この審議会の前にパブリックコメントを行っていますが、何か意見はありましたか。

#### 事務局

鳥取市景観計画変更案のパブリックコメントを平成24年1月6日から1月16日まで行っております。これに対する意見は、特にはありませんでした。

#### 赤山委員

この公共サイン整備と屋外広告物の規制は、とても良い事だと思います。むしろ、どうして今まで無かったのかなと思います。具体的にどうするのが問題で、どこまで規制されて細かいことをされるのか、あまり細かくするとデザインを規制することになりますし、やはり場所や特性に応じてするのが良いと思います。禁止地域、制限地域を規定すると、具体的に禁止という強い言葉で書いてありますが、そこまでの規制の地域を設けられる予定なのでしょうか。

#### 福山会長

これまで規制をどうしていたかということと、今質問がありました禁止地域の件をお願いします。

#### 事務局

これまでの屋外広告物の取扱につきましては、鳥取県の屋外広告物条例に基づいて行っております。その中で、禁止地域と制限地域ですが、例えば、トンネル、橋梁部分や高架構造物などに広告物を設置することは禁止されております。鳥取県の場合ですと、東郷池、湖山池の周辺、都市計画の用途地域が定まっている部分を除いて、それ以外のところ周囲200m以内は禁止するというもの、あるいは空港に接続する200m以内の地域で空港から展望できる場所等については禁止するとされております。市が今回屋外広告物条例を制定するにあたって、急に規制地域や基準を変えると既存不適格、許可は受けているけれど市の基準に適合しない物件が生じることを避けるため、当面は県の基準を踏襲して規制を行う考えでございます。

#### 赤山委員

新しく規制地域を設けるということではないですね。

#### 事務局

そうです。

#### 田中衛委員

2点ほど質問があります。1点目は、鳥取市公共サインガイドラインを昨年3月に策定されて以降、鳥取市として具体的にどのようなことをされたのか教えていただければと思います。例えば、このガイドラインの10ページにサインシステムの適切な配置ということで、鳥取駅から国道53号を通り久松山まで案内するといった誘導ルートを考えられてサイン等も計画されていると思いますが、あまり具体的な話が無かったと思います。他の地域等でもかまいませんので、何か実際に行っている例があれば教えていただきたい。また、11ページのサインの維持管理で③

公共サインの管理台帳作成ということで、公共が設置したサインについて、市の都市企画課でデータベースを作成するとありますが、これは具体的に進んでいるのか教えていただければと思います。

2点目は屋外広告物条例ですが、こちらの76ページの公共的団体が表示及び設置する屋外広告物について、手続的制限を設けて鳥取市公共サインガイドラインとの整合性を審査しますとありますが、具体的にどのような手続きで審査されるのかを教えていただければと思います。

以上2点です。

## 事務局

最初に具体的にどういう設置例があるのかというお尋ねですが、計画はありますがまだ具体的な設置にはいたっておりません。今後、鳥取駅あるいは片原駐車場等を起点に、鳥取城跡を目的地として、そこにいたる主要交差点も含めて、案内サインや誘導サインを設置したいという計画は持っております。

データベースについてですが、まだ具体的にデータベースの構築にはいたっておりません。先だって、各公共サインを設置される可能性のある団体や公共的団体に対して、データベースの資料となるデータの提供をお願いできないか問い合わせ、多くの団体からデータの提供にご協力いただけるとご回答いただいております。早急にデータの収集を行いたいと思っております。

手続的制限についてですが、各公的機関等がデータを提供できないというような事があった場合、設置に際し、条例で届出を規制させていただく必要があると考えておりました。当面は、各公的機関等からデータを提供していただき、将来的には、事前協議あるいは計画段階で届出いただいで計画を市が把握させていただきたいと考えております。

## 田中衛委員

屋外広告物条例では、公共が設置するサインについても審査をするということですが、国道を管理する道路管理者の立場になると、様々な方から占用させて下さい、様々なものを建てたいという申請があがってきます。その時に、鳥取市公共サインガイドラインとの整合性をどこかで審査されることが必要となります。私たちは、占用許可を法律に基づいて行っており、その基になる審査手続きがはっきりしないと、この景観計画、屋外広告物条例に違反していてもこちらは占用を許可することになります。その手続きについて具体的にどのように考えられているのか、また実効性をどのように考えられているのかお聞きしたい。

## 事務局

現在、公共団体が公共サインを設置する場合は、条例では適用除外となっています。将来、公共サインガイドラインを適用する際には、主に歩行者を対象としているため、鳥取市周辺でいえば国道53号の歩道設置がメインになろうかと思っております。当面は、適用除外とします。

## 田中衛委員

公共的団体が設置する屋外広告物についてとなりますので、国が設置するものだけという意味ではありません。道路を管理している立場では、占用の申請に対して交通安全上問題のないものについては許可しております。ただ、今回屋外広告物条例で整合性を審査しますということをも明記されるようなので、具体的にどのように整合性を審査されていくのかという手続きについて今お考えがあれば教えていただきたい。具体的に条例を改正する前に事前に協議していただければそれでけっこうなのですが、条例を定めて審査することを占有する側の道路管理者が審査するこ

とはできないので、手続きについては協議してから条例を作っていただければと思います。

## 事務局

この規定は、まだ設けておりません。事前に各道路管理者の方々には、手続きの進め方について協議させていただきたいと思います

## 田中衛委員

手続的制限を設けと、設けるという段階を含める書き方になっていますので、これから関係団体と協議するという意味合いを含めた書き方はどうでしょうか。

公共サインガイドラインに戻りますが、ガイドラインの本来の趣旨は、地域の方々、外から来た方々の分かりやすい案内誘導をすることだと考えていますが、あまり実行が進んでないまま、景観計画に位置付けをすると、規制をするためのガイドラインに変わっているのではないかと疑問に感じております。本来分かりやすい誘導をするということをやりながら、それを踏まえて誘導の阻害になっている部分があるから景観計画に位置付けるというのが、本来の筋ではないかなと思っております。先に規制だけがかかって、今後のいろいろな取り組みが、ガイドラインの規制をするためという趣旨に捉えられてしまうのは、本末転倒ではないのかなと感じております。具体的にどのように考えられているのか、特に分かりやすい誘導を進めることについてのお考えを事務局からお聞きしたい。

## 事務局

実際、久松公園の周辺に誘導サイン看板類が沢山ありますが、何のためにこの看板がここにあるのと感じるのも見受けられます。例えば、鳥取駅から降りられた方、片原駐車場に車を置かれた方が、見て迷わずに次の看板のある位置までに行ける、あるいは目的地まで行けるように誘導案内することが最初の目的でございます。ただ極端にサインの表示や内容が異ならないように、目的地に誘導することを前提に設置いただくことを考えております。最初から規制ありきでは決まらせてございません。

## 田中衛委員

分かりやすい誘導をしていくということに対して、きちっと各機関が協働して進むという姿を見せないまま規制だけを今回すると捉えられてしまう。本来あるべきことを地域と一体になって行ったうえで次の段階に進んで行くと、少なくとも今後こういうことをしますという提示をしないまま規制をかけるのは、いかがなものかなと感じますのでご検討いただければと思います。

## 福山会長

分かりやすいという事は、必ずしも景観として美しいとか、統一性があることと一致しないので、そこを相談しながらやっていただきたい。規制が強いと見られないような説明の仕方、文章の作成をしていただきたい。その他いかがでしょうか。

## 石川委員

既存のものとの整合性を図るために、県が行ってきたことをそのまま適用されるという話が先ほどありましたが、同じものを同じように続けていくだけであれば、別に必要ないのではないかという気がしました。既存のものとの整合性を図るのはいいですが、将来的に鳥取市として独自の動きを、いつ頃始められるのか、方針があれば教えていただきたいと思います。

## 事務局

今後、鳥取市屋外広告物条例を策定いたしまして、鳥取市のそれぞれの地域に合った規制を検



討していく予定にしております。来年度から現地の広告物の調査等を行いまして、景観形成審議会ですら随時審議しながら、そういった鳥取市ならではの規制について検討して行きたいと考えています。

### 石川委員

公共的団体が設置する広告物を公共サインガイドラインに沿うようにということですが、公共的団体が設置するサインのようなもので、案内板などに関して公共サインガイドラインと整合性をとるということは、わりとイメージ出来ます。しかし、一般の広告物で、例えば、イベント時に大きな看板を建てるのが公共団体等もあると思いますが、これに関しても公共サインガイドラインと同じ基準で審査をされると理解してよろしいでしょうか。

### 事務局

イベント等の場合は、期間が限定していますので、条例上は条例の適用除外の扱いになります。例えば、県条例では10日以内のものについては、届出の必要はございません。条例の適用を除外する短期間の扱い、あるいは公共団体が設置する適用除外の扱いがございます。公共サインガイドラインは、歩行者を対象にしておりますので、車両を対象としたものではございません。イベント等の会場に設置するものは、多くは車両を対象としたもので、公共サインガイドラインの対象外になります。大きさや規格につきましては、当然屋外広告物条例の基準に適合することが前提であり、極端に大きいもの、例えば壁面広告では場所により異なりますが30㎡を一つの基準としております。これを超えるものについては、公共団体が設置するものであっても、あらかじめ協議を行い、何らかの規制をかけたいと考えております。

### 石川委員

民間の方にはこれからいろいろ考えて新しくして厳しくして行きますよと、ただ行政の方に関しては適用除外ですという話になると、先ほど規制が厳しすぎると大変だと指摘があったと思いますが、一方でやるからには行政が率先して先行するぐらいのスタンスでお願いできればなど感じております。

### 福山会長

国交省等が管理されている道路での占有物に民間広告を付けることがあると思いますが、特に屋根あるバス停に付いていますが、これら全てに対して手続的制限を設けて整合性を審査することを考えているということによろしいですか。気になっているのが、その実効性が担保できるのか、非常に多くの件数を審査することになるとと思いますが。

### 事務局

バス停利用の広告につきましては、これは主に民間の方が設置される場合ですが、現行制度では大きさの規制があります。実際には、バス停を利用した広告物の申請はほとんどございません。電話ボックス等につきましては、違法広告物になります。例えば、ガードレールとか電柱などによく闊金融のチラシが貼られる事例がございますけど、電柱、ガードレール等は掲載禁止の物件に指定されております。

### 田中衛委員

平成24年4月に景観計画の告示をする予定になってはいますが、様々な細かい事をきちっと整理しないと、実効性が全く無い条例になり、条例違反のものがいろんな所にできることになってしまいます。それに対して道路管理者としてどのような対応をすればいいのか、大きな問題を抱えることにな

ります。既に多くの道路占有の許可をしていますので、こういったものに制限がかかるか、きちんと整理しないと現場が非常に混乱すると思います。国だけでなく県も市も道路管理者の立場になれば同じだと思いますので、そこは整理されてから条例を改正すべきでないでしょうか。

### **大島幹事**

まず、管理者に対し、占有の許可をする際に義務を課す予定はございません。構造物として道路や公園に占有を許可される事に関して、何が置かれるかを調べて市に教えてくださいという手続きは発生しません。あくまで設置される主体が民間であれば、屋外広告物の手続きをとっていただき、公共が公共の土地を占有して行う場合も、当然管理主体が違うこともありますので、その時には教えていただきたいということです。田中衛委員がおっしゃられている、占有の許可をする時に民間の方が何を作ろうかということまで調べて手続きをしなければならないのか、というご心配は基本的に発生しないものと考えています。私共が、公共サインガイドラインについて、もう少し景観計画に書き込まなければならないと思った経緯としては、公共団体が申し上げるのもどうかと思いますが、公共サインというのはどうしても作りっぱなしになりがちです。何かのイベントに合わせて良かれと思って作るのですが、どうしてもその時手の空いている者が担当するというような事になりがちです。どういう整合をとって建てた計画か、ここになければならないのか、また担当者すらいないということになります。今、城跡観光を進めようとしておりますが、正直問題が発生しております。そういう状態を改善したいということであって、例えば社会実験的なものや民間の方が行うイベント的なもの規制したいという意図はございません。むしろ計画に位置付けて、市役所自身も含めた公共団体が、公共サインを作るのであれば、より公共サインガイドラインを意識していただきたいということです。景観計画などに位置付けが無く、守って下さいとホームページに載せていても、いつか形骸化していきます。また、公共サインを作る可能性のある担当者を、毎年集めて研修をするのが本当に合理的なのかなどを考えまして、公共団体自身も考えていきたいと思いますという意味での、景観計画への位置付けでございます。

### **福山会長**

景観計画、ガイドラインを作ることに対しては、大筋でみんな良いことだと思っております。是非やっていただきたいと思っております。田中委員が言われている実効性の部分で、実際どういう作業があって、こういったものが規制されて、確実に履行できるのか、違法なものが野放しにならないのかというところが心配であり、もう少し細かいところまで詰めていただきたい。実際の実効性を意識した、何を規制して、何を規制しないのか、誰に対して誰が指導するのか明確にする必要があります。この件に関しては、よろしいですか。今回の変更に伴う意見で、こうしたらどうだろうという建設的な意見、景観に関して思うことがあれば是非ご意見いただきたいのですが。

### **児島委員**

58ページに工作物等の規制が書いてありますが、道路は対象外なのですか。

### **事務局**

道路本体は、対象外です。ただ、商店街のアーケードなどについては、面積に応じて届出の対象になることもございます。

### **児島委員**

51ページ、湖山池景観形成重点区域ですが、この北岸の海洋センター、療養所などがある三

津から見る景色が、湖山池越しに中国山地を望んですばらしい。今度、山陰自動車道が、南岸地区の金沢、松原、良田に整備されますが、できた場合どうなるだろうと心配している方もかなりいらっしゃるのでは、規制をすることはできないのでしょうか。

#### 事務局

植性などで、なるべく構造物が目立たないようにするしかないと思います。

#### 岡野委員

景観計画の重点区域は、5年に一度見直しがあるのか、あるいは3年に一度見直しがあるのか、期間を区切った変更がありますか。また、重点区域における地元の関わりについて教えてください。

#### 事務局

重点区域の見直しは、何年ごとにとこのような決まりはございません。現在の4箇所の重点区域は、条例に定めのある3箇所と鹿野町のまちづくり、景観づくりに取り組まれていた区域を景観計画に位置付けております。地元から景観計画の中に入れたらどうかというような提案をいただける場所があれば検討させていただきたいと思っております。各地元に義務的なものはございませんが、将来的には検討してみてもどうかと考えております。また、重点区域内では、広告物の大きさなど規制を強めていく必要のある場所があると考えております。

#### 岡野委員

用瀬のまち並みについてですが、非常に歴史のあるまち並みだと思います。鹿野町の場合を考えると、用瀬の歴史のあるまち並みも保存すべき価値があると思うのですが、それは重点区域を決める際に審査の対象にあがったのか、あがらなかったのかお聞きしたい。

#### 事務局

この景観計画を策定する時の状況を存じ上げておりません。その時に議論の対象になったかどうかは承知しておりません。

#### 福山会長

地元の理解は重要で、特に住宅地がある地域などは、形状や色などを制限することもありますので、そう簡単ではないと思います。

景観計画の変更に関して、屋外広告物の市民との協働によるルール作りについての意見ですが、例えば公共サインを整備する時に、維持管理に関して、サインをよく見せるために花を周りに植えるなど地域の人も一緒にやりましょうというようなことも含めて行うのはいかがですか。例えば、県がされているようなアダプトプログラムなどを活用すれば、地域に対する愛着にもつながってくるのではないかと思います。鳥取市の方が維持して掃除等をするのもいいですが。

#### 事務局

設置する前に地元の方々に説明等を行い、維持管理や設置場所の清掃等にご協力いただける部分については、地元の協議のもとに行っていこうと考えています。

#### 福山会長

特に大きな看板に関しては、人の名前を載せたりして積極的に地域の方に入ってもらえるような仕掛けをこの機会に作ってみてはいかがでしょうか。その他いかがですか。

#### 山口委員

公共サインガイドラインの5ページにサイン整備の考え方が3項目ありますが、この内容もも

ちろん大切ですが、安全・安心なまちづくりの観点から、避難経路などに関する事項を盛り込むことが必要だと思います。地域の方は、どこに逃げるか知っていますが、通りすがりの方は知らないで、災害時等に確実に避難できる分かりやすい誘導サインの設置が必要と考えています。

先日、たまたま若桜橋の辺りで見つけたのですが、ここが避難箇所ですというような大きな看板が建てられておりました。そこに多分字が読めない子供達のためでしょうか、イラストが載っていたのですが、そのイラストはここが避難箇所ではなく、さあ向こうに逃げようというような絵でとても紛らわしいと感じました。見た目はきれいなのですが、もう少し中身も精査していただきたい。設置する場合は、いろいろな方がいろいろな角度で見ることを考えて、大きさではなく中身の精査をもっとされるべきだと、たまたま見た一枚の看板でしたが見た時に感じました。特に危機管理は、これから求められる安全、安心のまちづくりにとって重要ですので考慮していただければと思います。

#### **大島幹事**

サイン整備にあたりましては、危機管理上の分かりやすいもの、また描かれるイラストが誰にでも分かりやすいものにと、この方向を引き続き共有したいと思います。ご提案につきましては、昨年作ったもので直ぐに改定をするとは言えませんが、今後の改定の際には、この基本的な考え方に安全面というものを、例えば鳥取市地域防災計画の見直しの中で、この地域では水位がどうなるのかなどの水害の表示等も工夫していくこととなりますので、積極的に導入していきたいと思えます。

#### **沖委員**

鳥取市全体の景観計画についてですが、最近、高層マンションやアパートなどがいたる所に建てられ、まち全体の景観が損なわれていると感じます。久松山付近の城下町のまち並みを残していく計画もあったと思いますが、だんだんと壊れていっているようで、鳥取市の特色あるまちづくりはどうなっていくのか危惧しています。18ページに書いてありますが、鳥取市全体では、どのような規制がされているのか具体的に教えていただけないでしょうか。市は、鳥取市の市街地人口が減少しているので、高齢者の方は市内の便利のいい所に住んでいただくためマンションを奨励しておられると聞いていますが。

#### **大島幹事**

現時点で、景観の観点から規制することは想定してないのが実態でございます。基本的には、都市計画の用途地域規制の中で考えます。今後、マンションの開発圧力が高まることになれば、当然都市計画と連動して景観の観点からの規制を、圧力に対抗して景観を守るために作らなければならないと考えております。規制のみが先行しますと、むしろ活気が失われることもございますので、慎重に開発の状況などを見て、やらなければいけないというタイミングに準備し、審査をいただきたいと考えております。

#### **赤山委員**

今回の議案に関して、48ページの公共サインの整備では鳥取市公共サインガイドラインによりと書いてありますが、75ページの屋外広告物の制限に関しては鳥取市公共サインガイドラインが入っていませんが、何らかの関係があるかと思えますので、関係性みたいなものを書かれたほうが良いのではないのでしょうか。屋外広告物の規制に関して、公共サインガイドラインを準拠することはないのですが、参考にしてとか、ちょっと公共サインガイドラインの事にも触れた

ほうが良いと思います。

### 大島幹事

屋外広告物に公共サインやガイドラインの観点を含めると、規制強化みたいなかたちになってしまうのではないかと少し懸念しております。やはり民間の方々の創意工夫で行うことで、このガイドライン以外でも方法はあると思っていますので、76ページの公共的団体が表示及び設置する屋外広告物についてと、あくまで公共的団体が設置するものでと限定的な書き方に留めているところがございます。

### 福山会長

今まで出た話をまとめますと、ひとつは複数の公共団体が関係する場合に、広告物規制の実効性が担保できるようにということ、それから安全・安心のまちづくりに関係する危険回避のためのサインは細心の注意を払っていただきたいということ、それから地域の住民の方と一緒にやって公共サインを維持管理していくことができないかということです。落としているものがあるかもしれませんが。その他何かありませんか。

変更点にまちの個性に彩られた美しい公共空間の形成ありますが、鳥取の個性、鳥取ならではのところでは、これからかも知れませんが是非意識してやっていただきたい。それが何かと聞かれると苦しいですが、その辺で今何か考えられていることはありますか。例えば、青谷の紙を使ったとか、公共サインで個性を出すのは難しい話ですが。これが公共サインで出せると、来られた人に少しでも鳥取のイメージを残すことができるかもしれないなと思いました。

### 事務局

今後は、本日いただいた意見を参考にして、各関係団体と協議を持ちたいと考えております。また、分かりやすいパンフレット等を作成し、説明会等を行って皆さんに周知を図っていきたいと思います。個性については、地域で取り組みなどありましたら市も積極的に参加して、看板ひとつ、生垣ひとつでも地域性が出るような形で今後検討を行いたいと考えております。

### 福山会長

よろしく申し上げます。私も授業で景観法とか教えることがなければ、鳥取の景観重点区域がどこであるとか、どういった事に取り組んでいるのか調べないとわからないので、市民の皆さんにある程度知っていただく取り組みが公共団体に限らず必要と思います。

### 石川委員

個人的に気になっていることで、ここで扱うのが適当か分かりませんが、多少ではありますが鳥取市内でも落書きが目につくところがあります。公共物などは管理者が定期的に消されていますが、個人の所有物などは放置されているようなものが、わりと見かけるような気がします。個別の領域の枠組みは多くあり地域清掃などもありますが、全部まとめて地域団体の方と行政が連携しながら、景観づくりに関して何か改善を図っていくような枠組みが必要だと思います。既に法令上あるかもしれませんが、そういう仕組みづくりみたいなものを、中長期的な課題ですがお考えいただいたらと思います。よろしく申し上げます。

### 福山会長

違反広告物の除去に関して76ページに加わっていますが、落書きはこれには入らないですか。字を消すというのは、貼り紙と同じ様なもので、悪意のあるものに関しては特にそう思いますが。

## 大島幹事

本日いただいたご意見を景観形成審議会に報告し、ご提案について検討したいと考えております。

## 福山会長

落書きの件も良好な景観のための意見として、お願いします。

## 児島委員

51ページに赤い線で湖山池や久松山などが重点区域のエリアを指定されていますが、先ほど言いました湖山池のように、全体の中国山地から湖山池の集水域自体が、景観を成していますので、重点区域内だけすればよいという問題ではなく、この景観を形成している全てのものが関わってくると私は思っています。そういう視点で、重点区域内だけではなく検討していただきたいと思えます。

## 藤田委員

基本的なことですが、初めて鳥取に降り立ちメインストリートを見た時、ちょっと不親切な街だなと思えました。その時のことを考えると、この公共サインガイドラインはきれいにまとめられていると私は思えます。一番は住民のためのものであってほしいということ、それからもう一つは初めて来られた人、例えば砂丘と梨しか知らない人が来られた時に見てどうかということが重要だと思います。私も最初の気持ちを忘れてたためだなど、改めて感じました。鳥取に来てから十数年たちますが、最初のイメージを持ちながら、プラス素敵な夢を鳥取に膨らましていけたらと思います。来られた人に鳥取って何があるのとよく聞かれることがありますので、もっと分かりやすいサイン整備やガイドライン作りをしてもらいたいなと思えました。

## 福山会長

その他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。議案第1号鳥取市景観計画の変更については、今皆さんからいただいたご意見を景観形成審議会に諮っていただくことといたします。それでは以上をもちまして、本日の都市計画審議会を終わりたいと思えます。いろいろ議論いただきましてありがとうございました。

鳥取市都市計画審議会運営規則第 10 条第 2 項の規定に基づき署名する。

会 長 福山 敬

委 員 田中 一義

委 員 児島 良